

新潟県立大学大学院学則（案）

（平成 27 年 4 月 1 日学則第 号）

目次

第 1 章 総則

第 1 節 目的等（第 1 条—第 4 条）

第 2 節 運営組織（第 5 条—第 7 条）

第 3 節 学年、学期及び休業日（第 8 条—第 10 条）

第 2 章 研究科通則

第 1 節 修業年限及び在学年限（第 11 条—第 12 条）

第 2 節 入学（第 13 条—第 20 条）

第 3 節 教育課程、履修方法等（第 21 条—第 27 条）

第 4 節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍（第 28 条—第 34 条）

第 5 節 修了及び学位（第 35 条—第 36 条）

第 6 節 授業料等（第 37 条）

第 7 節 賞罰（第 38 条—第 39 条）

第 8 節 研究生、科目等履修生、研修生及び外国人留学生（第 40 条—第 44 条）

第 3 章 共同研究及び受託研究（第 45 条）

第 4 章 雑則（第 46 条）

附則

第1章 総則

第1節 目的等

(目的)

第1条 新潟県立大学大学院（以下「本大学院」という。）は、広い視野に立って学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、学術文化の向上を図り、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己評価・外部評価)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院に、前項の点検及び評価を行うため、新潟県立大学大学院自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）を置く。

3 第1項の点検及び評価の結果について、外部評価を行い、その結果を公表するものとする。

4 本大学院に、前項の評価を行うために、本大学院以外の者による新潟県立大学大学院外部評価委員会（以下「大学院外部評価委員会」という。）を置く。

5 自己点検・評価委員会及び大学院外部評価委員会その他大学院の評価に関し必要な事項は、別に定める。

(課程)

第3条 本大学院に修士課程を置く。

(研究科、専攻及び定員等)

第4条 本大学院に研究科及び専攻を置き、定員を次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
国際地域学研究科	国際地域学専攻	修士課程	10人	20人

第2節 運営組織

(教職員)

第5条 本大学院に、学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員及びその他の職員を置く。

2 前項に規定する教職員に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第6条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。

(研究科委員会)

第7条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(入学小委員会及び教学小委員会)

第7条の2 研究科委員会の円滑な議事運営を図るため、入学小委員会及び教学小委員会を置く。

2 入試小委員会及び教務小委員会の運営に関する事項は、別に定める。

第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(学期)

第9条 学年は、次の2学期に分ける。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 授業を行わない日又は授業を行わない期間（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 春期休業日

(4) 夏期休業日

(5) 冬期休業日

2 学長は、前項の規定にかかわらず、特別の必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日であっても臨時に授業を行うことができる。

第2章 研究科通則

第1節 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第11条 本大学院の標準修業年限は、2年とする。ただし、長期履修を選択した者は、3年とする。

(在学年限)

第12条 学生は、4年を超えて在学することができない。ただし、長期履修を選択した学生は、「5年」を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、第18条又は第19条の規定により再入学又は転入学した学生は、第20条の規定により定められた在学すべき年数に2年を加えた年数を超えて在学することはできない。

第2節 入学

(入学の時期)

第13条 本大学院の入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

第14条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる文部科学大臣の指定した者(昭和28年2月7日文部省告示第5号)
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(入学志願の手続)

第15条 本大学院への入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、所定の期日までに、別に定める入学願書その他本学が必要と認める書類を提出するとともに、所定の入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選考)

第16条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定める入学手続に関する書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者及び前項の入学料減免等の許可を受けた者について、研究科委員会の議を経て、入学を許可する。この場合において、別に定めるところにより入学料の減免等を受けた者は、入学料を納付したものとみなす。

(再入学)

第18条 学長は、第33条の規定により本大学院を退学した者で本大学院に再入学を志願する者があるときは、欠員の状況等を勘案し、研究科委員会の議を経て、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第19条 学長は、他の大学院に在籍している者で本大学院への転入学を志願する者があるときは、欠員の状況等を勘案し、研究科委員会の議を経て、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(再入学等の場合の取扱い)

第20条 前二条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数その他必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

第3節 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第21条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び修士論文等の作成に関する指導(以下「研究指導」という。)により行うものとする。

(授業科目)

第22条 本大学院の授業科目、各授業科目別の単位数及び履修方法等については、別に定める。

(単位の計算方法)

第23条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、次の基準により算定するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修した学生に対しては、試験の結果その他必要な項目の評価を行い、その結果に基づき合格と認められた学生には、所定の単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第25条 授業科目の評価は、A、B、C、D及びFをもって表し、A、B、C及びDを合格とし、Fを不合格とする。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第26条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、当該大学院における授業科目の履修を認めることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、研究科委員会の議を経て、10単位を限度として修了要件単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第27条 学長は、本大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前の大学院における履修を、本大学院入学後における履修とみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む)については、研究科委員会の議を経て10単位を超えない範囲で修了要件単位として認めることができる。

第4節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第28条 学長は、疾病その他やむを得ない理由により引き続き2月以上修学することができない旨学生から申し出があったときは、研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。

- 2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対し、研究科委員会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第29条 休学することができる期間(以下「休学期間」という。)は、1年以内とする。ただし、特に必要があると認められるとき、1年を限度として休学期間を延長することができる。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第12条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第30条 学長は、第28条の規定により休学した学生の休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、その者の申し出により、研究科委員会の議を経て、復学を許可することができる。

(転学)

第31条 学長は、他の大学院又は外国の大学院への入学又は転入学を志願する学生があるときは、研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。

(留学)

第32条 学長は、外国の大学院への留学を志願する学生があるときは、研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可することができる。

- 2 第20条の規定は、前項の留学の場合に準用する。
- 3 第1項の許可は、当分の間休学により留学する場合に限り行うものとする。
- 4 留学に係る単位の認定は、第26条第2項の規定により行う。

(退学)

第33条 学長は、退学しようとする学生があるときは、研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。

(除籍)

第34条 学長は、次の各号の一に該当する者を、研究科委員会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第12条に規定する在学期間を超えて在学する者
- (3) 第29条第2項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第5節 修了及び学位

(修了)

第35条 学長は、本大学院に2年以上在学し、履修規程に基づく修了所要単位数以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した学生に対し、修了を認定する。

2 学長は、前項の規定により修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(学位)

第36条 学長は、前条第1項の規定により修了を認定した学生に対し、修士(国際地域学)の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 授業料等

(授業料等)

第37条 本大学院の入学検定料、入学料、授業料及び研修料の額、徴収方法及び納付の減免又は徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 賞罰

(表彰)

第38条 学長は、他の模範となる学生を、研究科委員会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第39条 学長は、この学則その他の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした学生を、研究科委員会の議を経て、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8節 研究生、科目等履修生、研修生及び外国人留学生

(研究生)

第40条 学長は、本大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障がない場合に限り、研究科委員会の議を経て、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生として入学することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めた者とする。

(科目等履修生)

第41条 学長は、本大学院において特定の授業科目を履修することを志望する者があるときは、本大学院の教育研究に支障がない場合に限り、研究科委員会の議を経て、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

(研修生)

第42条 学長は、大学その他の団体から、その所属する職員に特定の専門事項について研修させるため本大学院に派遣の申し入れがあるときは、本大学院の教育研究に支障がない場合に限り、研究科委員会の議を経て、選考の上、研修生として受け入れることができる。

2 第40条第2項の規定は、研修生に準用する。

(外国人留学生)

第43条 学長は、外国人で、大学又は大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、日本語及び日本事情に関する授業科目を設けることができる。

(研究生等に関する規定)

第44条 第40条から前条までに定めるもののほか、研究生、科目等履修生、研修生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 共同研究及び受託研究

(共同研究及び受託研究)

第45条 教職員は、本大学院の学術研究に資するため、学長の承認を得て、民間

会社、地方公共団体その他の法人（以下「民間会社等」という。）の研究者との共同研究及び民間会社等からの受託研究を行うことができる。

2 共同研究及び受託研究に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 雑則

(委任)

第46条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第●条から第●条まで及び第●条の規定は、文部科学大臣が本学の設置を認可した日から施行する。

新潟県立大学大学院研究科委員会規程（案）

（平成 27 年 4 月 1 日規程第〇〇号）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、新潟県立大学大学院学則（平成 27 年新潟県立大学学則第 1 号。以下「学則」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、研究科委員会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 研究科委員会は、研究科ごとに設置し、教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「構成員」とする。）をもって組織する。

2 学則第 11 条の規定により副学長を置く場合は、別に定めるところにより、構成員に加えることができる。

（審議事項）

第 3 条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) 学生の支援に関する事項
- (4) FD 等教育活動に関する事項
- (5) 研究活動に関する事項
- (6) 専任教員の採用、昇任及び非常勤職員の採用に関する事項
- (7) その他研究科の教育又は研究に関する重要事項

（会議）

第 4 条 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。ただし、研究科長に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した者がその職務を代行する。

2 原則として毎月 1 回定例研究科委員会を開催する。ただし、研究科長が必要と認めるときは、臨時研究科委員会を開催することができる。

（成立）

第 5 条 研究科委員会は、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、構成員（休職中及び海外出張中の者を除く。）の 3 分の 2 以上の出席がなければ成立しない。

（議事提案）

第 6 条 構成員は、議事を研究科委員会に提案することができる。

（議決）

第 7 条 研究科委員会の議事は、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、

出席構成員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(諮問及び決定権の付託)

第8条 研究科長は、審議事項のうち、その全部又は一部について研究科委員会で審議することが適切でないとき、研究科委員会にはかり常設又は臨時の機関に諮問することができる。

2 研究科長は、前項の機関に諮問事項の決定を委ねることが適切であると認めるときは、研究科委員会にはかりその範囲を明示して決定を付託することができる。ただし、その機関の決定は研究科委員会に報告しなければ効力を生じない。

(構成員以外の者の出席等)

第9条 研究科長又は研究科委員会が必要と認めるときは、構成員以外の教職員又は関係者を研究科委員会に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(議事録)

第10条 研究科委員会における議事概要について、議事録を作成し保存する。

(非公開)

第11条 研究科委員会は、学外には公開しない。ただし、事務職員は、列席傍聴することができる。

(事務)

第12条 研究科委員会の事務は、事務局において処理する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。